

## 評議員の報酬等に関する規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日東保育園の評議員の報酬について定めるものである。

(報酬の額)

第2条 評議員が評議員会に出席した場合は、1日に付き報酬5,000円を支払う

(改正)

第3条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を得なければならない。

(附 則)

この規程は、平成29年 4月 1日から適用する。